平成２３年（フ）第４７８７号
東京都杉並区上井草３丁目16―27―309
債務者　尾崎　典子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９９号
横浜市神奈川区浦島町３番地１　萩原ビル302号
債務者　新野　遥
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７１９号
神奈川県大和市下鶴間427番地１　チェリーブロッサムつきみ野２―302
債務者　上野　實
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１１号
東京都清瀬市中里１丁目746番地
債務者　井上　裕史
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３４号
沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良893番地５
債務者　池城　淳子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第５２号
沖縄県うるま市石川伊波431番地　ヒルハウスＦ―302
債務者　伊波　常次
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第５６号
沖縄県宜野湾市長田３丁目24番15号
債務者　富濱　宗文
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第５９号
沖縄県沖縄市字古謝1226番地　県営古謝団地７棟202号
債務者　南風原絹子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第６２号
沖縄県うるま市石川2313番地５　上間アパート307号
債務者　金城まゆみ
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第７２号
沖縄県宜野湾市大山２丁目９番15号　前田商事ビル第２マンションＢ―３号
債務者　翁長眞奈美
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第７３号
沖縄県中頭郡読谷村字楚辺2160番地２　２Ｆ
債務者　與儀　安子（旧姓宮里）
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第７４号
沖縄県宜野湾市真栄原１丁目20番８―201号
債務者　嘉手苅由起子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第６４号
北海道帯広市大空町１丁目１番地　大空団地６―307
債務者　迎　政見
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第７６号
北海道中川郡幕別町札内桜町95番地の２　コーポラス桜７号室
債務者　山名　忍
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第８１号
北海道帯広市西12条南34丁目１―11　千里館101号、住民票上の住所北海道足寄郡足寄町下愛冠３丁目５番地の１
債務者　岩田　哲明
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第８２号
北海道帯広市大通南16丁目９番地２　ブロードハイツ301
債務者　杉谷　正幸
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係